

令和6年度 吉野ヶ里町書かない窓口システム導入業務委託 プロポーザル実施要領

< 1 趣旨・目的 >

本業務は、窓口での手続については、申請書などへの記入が必要となり、特に転入時や死亡後などは全ての手続を終えるまでにかなりの時間を要している。行政の対面窓口業務に窓口支援システムとして「書かない窓口」を導入、基幹系システムの住民データを用い、職員が町民に代わり各種申請書等を作成する。窓口利用者が申請書を書く手間を省くことで、窓口利用満足度の向上や窓口対応時間の短縮の効果を見込む。

< 2 業務概要 >

- (1) 事業名：令和6年度 吉野ヶ里町書かない窓口システム導入業務委託
- (2) 事業の内容：本要領及び仕様書・システム機能要件等を踏まえた上で、書かない窓口システム導入業務の提案を募集するものであり、本町と協議の上、事業を実施するものである。
(別紙『吉野ヶ里町書かない窓口システム導入業務委託仕様書』のとおり)
- (3) 事業者選定方法：公募型プロポーザル方式
- (4) 事業の期間：契約日から令和7年3月31日まで
ただし、令和7年2月までにシステム構築を完了し、令和7年3月から一部手続きを運用開始すること（対象手続については、当町と受託者が協議の上で決定する。）
令和7年4月以降も受託者とシステム運用に係る契約締結を予定しているが、各年度の予算において町議会での議決を経ることが契約締結の条件となる。
- (5) 提案上限額：システム構築業務（令和6年度分の運用保守含む）
18,485,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

< 3 応募資格 >

次の全ての条件を満たす事業者とする。

- (1) デジタル庁「ガバメントクラウドにおける地方公共団体への窓口 DXSaaS 提供業務及び運用保守業務委託」公募の採択事業者であること。
- (2) 九州地区内の自治体に書かない窓口システム導入業務を実施した実績を有していること。
- (3) 会社の保有資格として、下記のいずれかを保有していること。
 - ・ JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）
 - ・ JISQ15001（個人情報マネジメントシステム）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 吉野ヶ里町発注の契約にかかる指名停止処分を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当するものでないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号

に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ) 暴力団員 (同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団又は暴力団員を利用している者

オ) 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

< 4 スケジュール(予定) >

内 容	期 間 ・ 期 限
実施要領等の公表	令和6年6月18日(火)
実施要領等に関する質問受付	令和6年6月24日(月) 午後5時必着
質問書への回答	令和6年6月26日(水)
参加表明書類及び企画提案書類の提出期限	令和6年7月1日(月) 午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和6年7月4日(木)
審査結果通知及び契約手続き等	令和6年7月中旬

< 5 応募方法 >

下記により提案事業の応募を受け付ける。

(1) 提出書類

A) 参加表明書類 【各1部】

① 書かない窓口システム導入業務 参加表明書 (様式1)

② 事業者の概要 (様式2)

※事業に関する認可・認定及び品質・セキュリティ等に対する認証証明書類の写しを添付

③ 業務の実績 (様式3)

※業務実績を証する書類を添付(テクリス登録があればそれをもって実績を証明する書類とする。なければ契約書の写し等をもって証明書類とする。また、業務名からは導入システムの概要が不明確な場合は、別途仕様書等を添付する。)

④ 誓約書 (様式4)

⑤ 会社概要や業務概要を記したパンフレット

B) 企画提案書類 【各8部】

別紙『吉野ヶ里町書かない窓口システム導入業務委託 提案書作成要領』のとおり。

① 見積書 (様式5)

② 運用・保守に係る参考見積書(令和7年度) (様式5)

(2) 提出先

＜10 問い合わせ先＞ に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送で提出すること。

(4) 参加表明書類および企画提案書類の提出期限

令和6年7月1日（月）午後5時まで（必着）とする。

(5) 質問について

本企画提案募集の内容に不明な点がある場合は、下記の通り質問を受け付ける。

- ・受付期限：令和6年6月24日（月）午後5時（必着）
- ・受付方法：電子メールで受け付け（様式6）
- ・回答方法：電子メールで応募者全員に適宜回答する。（令和6年6月26日（水）迄に回答）
- ・質問受付先：吉野ヶ里町 企画調整課（電子メール：joho@town.yoshinogari.lg.jp）

(6) その他

- ・応募に関する費用は、すべて応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は返却しない。
- ・提出された企画提案書類に係る著作権等の知的財産権は応募者に帰属する。

＜6 提案事業の決定＞

(1) 選考方法

提出された書類及びプレゼンテーションの内容を基に審査を実施する。

(2) 選考基準

選考の基準は、下記の項目に基づき、提案事業の実現性及び経済性等について、企画提案書の内容評価と応募者の活動実績等の対応能力評価も含め総合的に審査する。

審査項目	着 眼 点	配点
会社概要・業務実績	会社の財務指標、資格取得状況、技術者の配置について 書かない窓口システムの業務実績について	200
企画提案書	提案書の項目（1～4）及び機能要件への対応状況	450
システム要求機能	どのような機能が標準パッケージとして実装しているか	360
プレゼンテーション	本業務に関する知識や経験、システムの概要や操作方法等を、 分かり易くかつ熱意をもって説明できるか	90
価格評価	提案内容に対して、妥当性のある見積金額か	300

(3) プレゼンテーションの実施

日時：令和6年7月4日（木）

場所：吉野ヶ里町役場 三田川庁舎会議室

時間：①準備・片付け 各5分

②企画・提案プレゼンテーション 30分

③質疑応答 10分

- ※詳細な日時や場所については、受付締め切り後、別途通知する。
- ※プレゼンテーションは、提出書類の受付の遅い者から順番に行う。
- ※プレゼンテーションに参加できる人数は責任者を含め5名までとする。

※当日は提出した企画提案書類を用いてプレゼンテーションを行うものとし、資料の追加配布は原則認めない。

※当日使用するプロジェクタ、スクリーン、パソコン等は提案者側で準備するものとする。ただし、事前の申請によりプロジェクタ及びスクリーンについては貸出も可とする。

(4) 審査結果

審査結果については、すべての応募者に文書で通知する。

なお、審査の経緯については公表しない。

また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) 提案内容の一部変更

優先交渉権者と町による協議において、当初の提案内容を一部変更することがある。

< 7 契約等 >

企画提案が採用された応募者は、事業実施の候補者として本町と協議の上、委託契約等必要な契約を締結する。

< 8 留意点 >

- (1) 提出物は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等は、選定作業等に必要な範囲で複写することがある。
- (3) 提出された企画提案書等は、事業者選定の目的以外では使用しない。
- (4) 本町から提供する資料以外は、応募者が独自で入手すること。
- (5) 公正な審査を妨害する恐れのある、全ての行為を禁止する。
- (6) 本募集に伴い知り得た情報等は、本企画提案公募に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはできない。

< 9 失格事項 >

企画提案者が下記のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 審査書類及び添付書類の提出方法、提出期限、留意事項等が条件に適合しないもの
- (2) 応募資格の要件を満たさないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 記載を求められた事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があったもの
- (6) 本プロポーザルに関し、選定の公平性を害する行為又は選定委員等に事前に接触があったもの

< 10 問い合わせ先 >

【令和6年6月18日～令和6年6月30日】

吉野ヶ里町 企画調整課政策推進係（三田川庁舎1階）

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321 番地 2

電 話 0952-37-0336 (直通)

F A X 0952-52-6189

E-mail joho@town.yoshinogari.lg.jp

【令和6年7月1日以降】

吉野ヶ里町 まち未来課情報推進係 (三田川庁舎 1 階)

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321 番地 2

電 話 0952-37-0332 (直通)

F A X 0952-52-6189

E-mail joho@town.yoshinogari.lg.jp